

日時：平成 14 年 8 月 2 日（金）

場所：農林水産省第 2 特別会議室

食料・農業・農村政策審議会 第 7 回総合食料分科会議事録

農林水産省

目 次

開 会	1
総合食料局長挨拶	1
配布資料の確認等	3
食料需給予測部会における検討状況について	4
卸売市場競争力総合検討委員会中間報告について	10
食と農をめぐる最近の動きについて	22
国際関係について	31
閉 会	39

開 会

田島分科会会長 委員の皆様方がお揃いでございますし、また定刻でもございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第7回総合食料分科会を開催したいと思います。

本日は、大変お暑いところご参集いただきまして、ありがとうございます。

では、早速でございますけれども、総合食料局長からご挨拶をお願いいたしたいと思います。

総合食料局長挨拶

西藤総合食料局長 総合食料局長の西藤でございます。

会長のご挨拶にもありましたように、大変お暑い中、本日もお集まりいただきましてまことにありがとうございます。食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会、7回目ということで開催させていただきたいと思います。

本日の議題の1つは、食料需給予測部会ですとご論議をしてきていただいておりますが、その集大成ができましたので、そのご報告をさせていただきたいというのが1つでございます。

2つ目は、本日、ご出席を賜っております上原委員に大変ご苦勞をいただきまして、卸売市場競争力強化検討委員会中間報告を取りまとめていただいております。中間報告取りまとめの後、また市場流通のみならず、流通全体についての検討作業に現在また取りかかっておりますけれども、いわばその中間整備の段階で整理をいただいたものを、本日もご報告させていただきたいというふうに思っております。

そのほか、総合食料局関係、ここしばらくの間いろいろな動きがございました。国際関係の問題も含めて最近の情勢についてご報告申し上げ、ご意見を賜りたいというふうに思っております。

若干そういう中で、最近の情勢の中で変化といいますが、私ども、節目節目の状況についてご報告させていただきますと、委員の先生方ご案内のとおり、昨年9月のBSE患畜の我が国での発生以来、食の安全・安心にかかわる問題、あるいはそれに関連して、ここでもご論議いただいた状況がございますけれども、JAS法の品質表示の関連での偽装表示問題の多発、まさに食に対する消費者の信用、信頼にかかわる問題、さらには昨今で申

し上げれば、残留農薬をはじめとする、まさに安全そのものの問題等々の課題が出てきております。

そういう中で、BSE問題検討委員会の中でのご報告をいただき、政府全体としても今後の食品安全についての取り組みをどうしていくかという検討をしてきておりまして、来年度といいますか、15年の通常国会に諮って対応を整備していかなければならないところでございますけれども、食品安全委員会を内閣府に設置する、あるいは食品安全基本法を制定したいという方向性が出ております。それに伴って、私ども農林水産省の組織を含めて体制を再編していく。その場合、やはり食の安全にかかわる課題にどう的確にこたえ、消費者の安心、信用を確保していくかということでの取り組み強化と、そういう中で、さらにトレーサビリティシステムということで、これは、生産履歴情報をどういう形で流通段階を含めて消費者へ提供していくか、必要とする情報をどういう形で提供していけるかというような取り組み。

あるいは表示絡みでは、当初は予定しておりませんでしたけれども、偽装表示の多発の中で、急遽JAS法の改正法案を国会に提出させていただきまして、公表の仕方、あるいは罰則強化等について改正をさせていただき、7月4日だったと思いますが、7月の頭から既に施行させていただいている状況がございます。

また、その表示問題との関連で、ご案内のとおりJAS法、食品衛生法等、食品に関する表示、いろいろな形での枠組みの中で出てきておりますけれども、その一元的検討ということで、私ども厚生労働省、それと内閣府、さらには公正取引委員会の参画も得て検討をいただいております。間もなく中間的な整理をしながら、関係者のご意見を承りながら、表示問題の今後のあり方に取り組んでいきたいと思っております。

一方、そういう国内状況の中と、総合食料関係あわせまして国際関係では、1つはWTO農業交渉が去年のカタールでの第4回閣僚会議以降、他の分野を含めて本格化いたしてきております。来年の3月までに大きな枠組みを決めるということで、今週も週初め、ジュネーブで市場アクセス問題を中心に議論が行われてきております。8月はお休みという状況でございますけれども、9月以降精力的に交渉が行われるという状況がございます。その状況についてもご報告させていただきたいと思っておりますし、そういうWTOの場とは別に、FTAということで自由貿易協定の関係で、我が国、本年初めにシンガポールとの関係で自由貿易協定、農業セクターも含めた形で整理をさせていただいておりますけれども、現在といいますか、先週、7月末にはメキシコとの間で1年間、産業界、あるい

は学界、私ども行政も含めて産官学の共同の研究会を設置しておりましたが、その報告が取りまとめられております。今後、その報告をもとにしながら、秋には政府間交渉の開始という段取りに動いていくのではないかというふうに思っております。

そのほか、先週、奈良で5カ国農相会議ということで、我が国のほかアメリカ、EU、カナダ、豪州の農業担当大臣が集まっていたきまして、何かを決めるということではございませんけれども、農政の動向を含め、WTOとの関連も含め、2日間にわたって会議が開催されております。お互いそれぞれ立場の違いがあるわけですが、状況についての相互理解を深める、特に奈良で開催させていただきまして、我が国の棚田を含め、日本国が主張している多面的機能の背景を含め、現場視察も含めて会議を開催させていただいている状況でございます。総合食料局の関係、食の安全・安心、あるいは表示絡み、流通の関係、さらには国際関係、あるいはその前提としての農産物需給予測等々、多岐にわたる状況でございますけれども、時間の許す限りご論議を賜りたいというふうに思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

田島分科会会長 どうもありがとうございました。

配布資料の確認等

田島分科会会長 では、事務局から委員の出席状況等につきましてご報告をお願いいたします。また、本日の資料についても、あわせてご説明方お願いをいたします。

白杵食料政策課長 本日は、杉谷臨時委員、中村臨時委員、畑江臨時委員、それから福島臨時委員の4名の方がどうしてもご都合がつかないということで、欠席でございます。ただ、4名の本審の委員の先生方と9名の臨時委員のご出席をいただいておりますので、規定に基づきまして本分科会は成立いたしております。

続きまして、資料の確認でございます。非常にたくさんになって恐縮でございますが、資料一覧のとおりでございます。

それから、参考資料といたしまして4点ばかり、私ども農林水産省の再生プランの工程表、これをごらんになった先生方もおられると思いますが、いま一度それと、それからJAS法の改正のパンフレット、それからリサイクル関係、本審議会のマターでもございますので、バイオ生分解性素材の研究会の報告、それから最後に食品企業の行動規範の手引き、4点を参考資料としてお配りしております。ご確認いただきまして、もしないものが

ございましたらよろしくお願いいたします。以上でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

本日の議事進行でございますが、先ほどの局長のご挨拶でほとんどカバーされておるわけでございますけれども、本日は、まず最初に、総合食料分科会のもとに設置されております食料需給予測部会、これの検討状況について報告をしていただきます。

その次に、卸売市場競争力総合検討委員会の中間報告が出ておりますので、その報告がございます。

また、農林水産省から4月11日に食と農の再生プランというものが公表されておりました、6月28日には食と農の再生プラン工程表が公表されております。こうした中で、その他の議題として、最近の食と農をめぐる動きにつきまして報告がございます。なお、先週我が国、奈良県でございますが、5カ国農相会議が行われておりますわけで、国際関係につきましてもあわせて報告がございます。

会議は一応16時を目途といたしておりますけれども、議事進行につきまして委員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速議題に入っておりますが、議事次第3に掲げてございます「食料需給予測部会における検討状況について」、総合食料分科会のもとにございます食料需給予測部会が2月25日、それから7月15日に開催されておりました、その検討状況につきまして報告をしていただきます。では、事務局の方からご報告をお願いいたします。

食料需給予測部会における検討状況について

白杵食料政策課長 食料政策課長でございます。

まず私の方から、お手元の資料3、2枚紙がございますが、これに基づきましてご説明いたしたいと思っております。

八木部会長にお世話になりました、14年度前半の審議をしていただきました。1ページ目の1番にありますように、今年はB S Eの関係で、畜産振興審議会と申しますか、その分科会が秋に行われる予定が、また昔のように3月になってしまいました。その関係で畜産の小委員会の開催が遅れまして、6月に開催したわけでございますが、この需給見通し、今回で2年目でございます。旧来は農業観測ということで、農業者を主に情報提供しておったわけでございますが、消費者でありますとか実需者、食品産業の方々にもわかりやす

い情報提供ということで、2年度目で、若干去年よりは遅れた作業となったわけですが、7月に全体版が1冊できたところでございます。

それで、今年の留意点でございますが、(2)に書いておりますように3点に留意して作らせていただきました。私ども役所は、ともすれば、統計がないと世の中になかなか発信できないわけですが、先生方のお力添えもいただきまして、特徴的な動きとか注意すべき動きは、できるだけ囲み記事、トピックス的な形で情報提供をすればいいのではないですかと、そういうことでいろいろな情報を発信したところでございます。

それから、につきましては、今、消費、需要の構造が相当大きく変化しつつあります。そういう中で、年代別の消費の動向でありますとか、いろいろな統計をできるだけ分析したつもりでございます。

それから、でございますが、やはり消費者の方、食品産業の方にわかりやすい情報提供ということで、できるだけページを圧縮しようということで心がけましたが、ちょっと分厚いものになったわけです。その代わりに、見通しの本文と参考統計を別立てにいたしました。お手元に成果品として3点セットという形で水色の表紙のものを、一応本文と統計は分けさせていただきました。それから、本文につきましても、まず忙しい方は要旨だけ見ていただくということで、要旨だけを最初の数十ページに充てているところでございます。それからまた、さらにお忙しい方のためには、一応ポイントということで、こういうものを今年度は作らせていただきました。

そういう中で、八木部会長から主要な点をご披露していただきたいと思っておりますので、私の方からはほんの2、3点、ポイントについて、まず2ページをごらんいただきたいと思っております。やはり2ページの一番上の左側の棒グラフでございますが、デフレ経済下の中で、食料消費支出、このように落ち込んできております。その中でも、今、調理食品だけは前年度よりふえているという状況が続いております。

それから、次の4ページでございますが、そういう中で、主食であります米の動向でございます。4ページの真ん中あたりのグラフでございますが、加工米飯、これは非常に伸びてきておるということでございまして、コラムでも紹介いたしました。今、若い人を中心に、無洗米ですね。洗わなくていい米も伸びてきておると。それから、購入する米の値段が、やはり低いものを選ばれるようになってきておるということでございます。さらには、購入の単位なんかも少量化しておる。今、1キロとか2キロ売りのものがスーパーに並んできておりますが、そういうことで、いろいろな変化が起こってきておるとい

とでございます。

それから、最後にもう1点だけ、食肉の関係でございます。BSEの関係で、16ページをごらんいただきたいと思います。BSEの問題、昨年9月に発生いたしました。16ページの一番右上の折れ線グラフを見ていただきたいと思います。10月には家計調査で見まして、マイナス60%まで落ち込んだわけでございます。それが直近ではマイナス14%ぐらいまで回復してきておるといふことで、このとき小委員会でも問題になりましたが、牛肉と豚肉の代替需要の関係とか、食肉の見通しを14年度どうするかといふことでいろいろご議論いただいたところでございます。また、加工食品につきましても、コンビーフ、ビーフジャーキー等はまだ落ち込んでおるといふ状況でございます。

それから、あと1点だけご紹介いたしたいと思いますが、食料需給見通しの本体の方を見ていただきたいと思います。本体の目次を見ていただきまして、本体の目次の裏側に「囲み記事の目次」というのを設けさせていただきました。その中で、私どもとしては若干の問題意識を持ちまして、囲み記事を作って情報発信に心がけたつもりでございます。先ほど申しましたように、穀物、特産物の小委員会の関係では「広がる無洗米の消費」、それから中高年の50代、60代の方の米の消費量が減少しております。これは私どもの1つの説でございますが、今の50代、60代の方が20代、30代のころ、ちょうどインスタントラーメンでありますとか外食産業が起こったわけでございまして、そういうところから米離れが若干あるんじゃないかといふことで、若干そういうことを分析しております。それから、購入単位が少量化してきておるといふこと。それから野菜、果実、大豆等々につきまして、今、栄養面だけじゃなくて、食べ物の持つ機能性が注目されておりますので、消費拡大に資する観点から、ちょっとした基礎知識なり、特に若い人向けのわかりやすい情報発信といふことで、ここの記事を作らせていただきました。

それから、畜産物につきましては、先ほどの不正表示の関係でありますとかトレーサビリティシステムの関係、それから、やはり基礎知識も、私どももどうしても農林水産省、一族郎党内だけの議論といふことで、例えば粗飼料と濃厚飼料とどう違うのかといふ、非常にわかりにくい言葉がございますので、例えばイロハ的な飼料の種類と特性といふか、そういう基礎的な知識もここで掲げたりしております。

それから、最後に海外の関係でございますが、中国がWTOに昨年の12月に加盟いたしました。その関係で、今、大変な大豆の輸入国にもなっております。日本を上回る輸入をしているわけでございまして、その関係でありますとか、昨今のエルニーニョの異常気象

の関係等々、ともすれば統計だけの分析で終わりがちなのを、できるだけコラム記事で補足させていただいたところがございます。

それから、恐縮でございますが、資料3の先ほどの資料の2枚目を見ていただきたいと思います。これで一応の区切りがついたわけでございますが、もちろん私ども、この数字につきましてフォローアップをいたして、それから品目につきましては、その都度農水省のホームページに掲載して情報の提供を進めているところでございますが、適宜適切に数字のフォローアップをしたいと思っております。それ以外に、やはり今、デフレ経済の中で需要の変化、価格形成等々、いろいろな問題が起こっておりますので、後半につきましては、品目にかかわらず、幅広く横断的な視点から予測部会を2回程度開いていただきましてご議論いただきまして、何らかのレポートを策定したいと思っております。

それから、海外の関係につきましては、今、アメリカの中西部で乾燥状態が続いておりまして、ちょっと価格の方も堅調に推移しておりますので、当然ウォッチングする必要がございます。それから中国のこともございますので、この小委員会につきましては2回程度開催して、これもレポートとしてつなげていきたいと考えておるところでございます。

以上、ちょっと端折った説明でございましたが、終わらせていただきます。

田島分科会会長 ありがとうございます。引き続きまして、食料需給予測部会長をお務めいただいております八木委員から、同部会で調査審議が行われた、その結果につきまして、ポイントを中心にご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

八木委員 八木でございます。

それでは、ただいま食料政策課長の方からおおよその説明がございましたので、私の方からは予測部会並びに小委員会における審議の中での幾つかの論点を中心にご報告をさせていただきます。

資料3の1ページにありますように、食料需給予測部会は平成14年2月25日、そして7月15日の2回開催いたしました。この間、花きの小委員会から始まりまして、畜産物第2小委員会までそれぞれ開催をいたしました。これらの部会及び各小委員会での審議の内容並びに各委員から出された意見を踏まえて、平成14年度食料需給見通しを作成して、7月24日に公表をいたしました。

なお、今回の食料需給見通しの作成に当たりまして、各委員それぞれの専門的見地からご意見をいただいたところではありますが、詳しい内容は、この資料の3点セットを後で見いただくといたしまして、特に食肉におけるBSE発生の影響、あるいはデフレ経済下

における消費低迷や価格低下の影響など、幾つかの論点がございましたので、そのことについて報告をさせていただきます。

1点目は、個別品目における論点ですが、その第1は、何といたっても食肉のBSEや偽装表示の影響についてでございます。これに関しましては、13年度はさまざまな事件が生じた異常年であったということで、14年度の見通し作成に当たっては、単に前年との比較ということではなくて、中長期的な食肉の消費構造の変化、こういうものとの関連のもとで分析をする必要があるのではないかという意見がございました。また、その一方で、偽装表示事件を契機に消費者、物流者が国内産への嗜好を強めているという見方もできるのではないかというような見方もございました。

第2の品目は小麦、大豆でございますけれども、需給バランス、あるいは需給ミスマッチについての論点でございます。国内産の麦や大豆、これは安全・安心という面で比較的人気が高いのではないかと。こうした点を踏まえた用途に適した品種の開発、普及という、こういうことも重要ではないかというふうなご指摘がございました。

それから、第2の論点は、デフレ経済下での食品価格の形成についてでございます。特に果実でありますけれども、市場への入荷量が減っているにもかかわらず価格が低下している品目がある。そういう入荷量の増減が価格に反映されていない、こういう面も見られるのではないかと。また、価格の低下には品質のばらつき、消費者嗜好の変化などのほかに、流通構造の変化や、また実需者のバイイングパワー等、さまざまな要因が影響しているのではないかと。というふうなご指摘もございました。

第3の論点は、国際的な穀物需給やWTOの動向等についてでありますけれども、これに関しては、穀物価格については、ここ数年在庫量が減少傾向にある。こういう点も少し留意すべきではないかと。また、地球の人口増加ということで、中長期的には食料が不足する可能性もあるのではないかと。特に穀物市場との関連の薄い途上国の飢餓問題についても触れるような検討が必要ではないかというふうな意見がございました。

また、中国がWTOに加盟したわけですが、その加盟の際の約束をどのように履行していくのかをこれから注視する必要がある。あるいはアメリカも新農業法については保護主義を進めており、新ラウンドで日本を含め各国がどのような立場をとるのか、注視する必要があるのではないかと。というふうな意見もございました。

最後の論点は情報提供の重要性ということで、先ほど食料政策課長からも1枚目の・のところで説明していただいたわけですが、食品の安心・安全な確保に関連

して、JAS法等の改正等を含めた農林水産省の取り組み状況について、消費者に詳しく情報提供していくことが非常に重要ではないか。あるいは食品もさまざまな機能性を有している。こういう点も含めて消費者に情報を提供することが重要ではないかというようなご意見がございました。

以上のようなご指摘等を踏まえて、平成14年の食料需給見通しの作成をしたということでございます。

また、7月15日の部会では、平成14年度後半の食料需給予測部会の検討の進め方についても議論をいたしまして、その基本的な考え方といたしまして、第1に食料経済全般についての分析をさらに進めるということのほかに、デフレ経済の中での食料の価格形成の問題、食肉等における消費構造と代替関係の変化、あるいは中国のWTO加盟、先ほど局長さんのお話がありました自由貿易協定の動きと農産物の需給等に関する問題、こうしたことをテーマに横断的な分析を行って、さらに部会の検討を進める必要があるとしてございます。

第2は、年度前半に検討した見通しのフォローについては、それぞれの品目に関する需給をめぐる状況の変化等を勘案しながら、さらに統計数字の更新等に合わせて、適宜ホームページの情報を更新していくということにいたしました。以上でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、どうぞご自由にお出しいただければと思います。横川委員、どうぞ。

横川臨時委員 ざっと読ませていただきまして、今ご説明もいただいて、需給見通しについて、それぞれの分析はわかりましたけれども、問題は、自給率の向上のために毎年毎年成果が上がっていかないといけないわけですし、その辺の評価、分析についてはどんなふうになっておられるのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

白杵食料政策課長 私ども、その視点は念頭に置いてということございまして、このポイントの方で、例えば3ページを見ていただきたいと思います。このところで、左側の3ページの一番下でございますが、こういうことで、この目標設定に対して、今、どういう動きになるかということで、この本体の方には図表は載せておりませんが、今回のポイントをつくる際にきちんとそれぞれの品目ごとに、例えば次の5ページも見ていただきますと、麦の関係でございますが、こういう動きをしております。

それで、特にまさに自給率の関係で、6ページの先ほどの小麦ですと、こういうふう

ミスマッチがあるということで、そういう問題意識も持って、私ども、この見通しも考えていきたいということで、ポイントの方にはそういう視点を盛ったところでございます。

田島分科会会長 よろしゅうございますか。

横川委員 トータルという出し方は難しいんでしょうか。

臼杵食料政策課長 そうですね。トータルで考えます場合、カロリーベースと金額ベースで出すのが一般的なんですけど、カロリーベースですと、野菜とか果実は水ですので非常に低くなります。ただ、農業生産上は重要なわけでありまして。トータルという観点からは、ここでは品目ごとの需給見通しということでございます。

それと、自給率の目標の達成状況につきましては、私どもの食料政策課の中で、もう一つ自給率レポートというのを毎年12月に発表しております。そのころ、自給率の速報版が出ますので、そのときは80ページぐらいの冊子を作って、常に検証しているところでございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。そのほかにはいかがでございましょうか。

では、おおむねよろしゅうございますか。次へ移らせていただきます。

卸売市場競争力強化総合検討委員会中間報告について

田島分科会会長 次に、議事次第4でございましてけれども、卸売市場競争力強化総合検討委員会中間報告、こういうものが出ておまして、5月に中間報告の取りまとめが行われておるわけですが、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしく。

井上卸売市場室長 それでは、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料は4番でございまして、クリップでとめてございまして、これを外していただきますと中間報告の本体になります。

中間報告の取りまとめに至ります経緯につきまして、まず簡単にご説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思っております。

卸売市場でございまして、1ページの一番上、(1)に書いてございまして、生鮮食料品等を重視します我が国の食文化・生活文化を支える基幹的な流通機構として、生鮮食

料品等の円滑な流通に大きな役割を果たしてきているわけでございます。

その一方、産地の大型化がございますし、量販店の進出もでございます。それから市場外流通の増大、市場の中を余り物が通らなくなっているということもでございますし、市場関係事業者の経営悪化、卸売業者の方々、あるいは仲卸業者の方々の経営が大変難しくなっているという状況がございます。このように卸売市場をめぐる状況が変化する中で、卸売市場がこれからも国民の方々の期待にこたえ、適切に機能を発揮していくためには、その競争力の強化を図ることが必要であるということでございます。

若干本文と離れますが、卸売市場におきまして行われております取引は、関係の業者の方々の自由な民間経済活動、ご商売として行われているわけでございますので、基本的には環境変化についての対応というのは、それぞれの業者の方々が真摯なご努力をされていくということが基本的な考え方となるというふうに思います。ただ、行政といたしましても、卸売市場の問題につきましては避けて通れない問題でございまして、本文とちょっと離れておりますが、第1に、現実的な問題としまして、生鮮食料品の流通 - - 今、卸売市場の大変大きな割合を占めております。青果物でございますとか水産物につきましては7割前後の流通量がございます。生鮮食料品などの流通につきましては、本来参入が自由なビジネス分野でございますけれども、その実情を見ますと、その多くは大田市場とか築地市場に見られるような中央卸売市場などを利用して行われているところでございまして、行政といたしましても、業者の方々とともに環境変化に対応した流通の円滑化などへの取り組みを進めていく必要があるというふうに考えられるわけでございます。

それから、第2に、中央市場を例にとってお話をさせていただきますと、卸売市場法という法律に基づきまして、市場に生鮮食料品を出荷されます出荷者、あるいは最終的な購買者でございます消費者の方々の利益を保護するための観点から、公正な価格形成でございますとか公正な分配、円滑な流通が果たされるようにという意味で、関係の事業者の方々が一堂に会して取引を行うための必要となる施設を、税金を投与いたしまして地方公共団体が整備をしている、自分でつくって所有し、管理をしているということがあるわけでございます。

それから、もう一つは、通常の一般的な流通に見られない、市場関係事業者に対します行政の監督でございますとか、いろいろな細かな取引上のルールもあるわけでございます。卸売業者の方々が出荷者の委託を受けて販売されるところの手数料につきましても、決まった率になっているというような性格を持っておりまして、このような特別なルールを設

けて運営されておりますので、仮に効率的でない運用をされた場合には、そのコストを出荷者の方、あるいは消費者の方、または納税者の方が負うという性格になっておるわけでございます。

こういう事情の中で、本文に戻らせていただきますと、(2) に書いてございますように、卸売市場をめぐる環境の変化に対応するために、平成11年には卸売市場法が改正をされております。内容につきましては、卸売業者・仲卸業者の方々の経営体質の強化を目指す措置の部分、具体的に申し上げますと、例えば卸売業者の中で一定の財務基準に達しない方々につきましては、大臣が経営を改善するようという命令を発することができるようになっておまして、実際、これにつきましては、命令を幾つかの業者に対して発しております。それから、合併ということも大きな課題になりますので、関係の業者の方々が合併をされる際の資金的な融通の措置もあわせて行われているということでございます。

それから、量販店等市場利用者のニーズに応じた取引方法の改善等の措置ということでございますが、従来の卸売市場の基本的な取引のルールは競りを原則にいたしまして、例外的に1対1の相対取引ということになっているわけでございますけれども、法律改正によりまして、両方の取引が原則的な取引として認められるとともに、それぞれの市場の実情に合わせた取引ができるように、市場の中の方で、例えばこの品目をどれだけ競りにするのかということを決めていただくというような弾力的な措置が設けられたということでございます。

さらに、卸売市場法の規定に基づきまして、平成13年3月でございますが、第7次の基本方針を食品流通審議会の議を経まして策定をしていただいているところでございます。この審議会、現在はこちらの審議会ということになっております。この卸売市場の基本方針をつくる際の審議過程におきまして、平成12年8月になるわけでございますが、審議会の審議とは別に、卸売市場の競争力の一層の強化を図るため、改正をされました卸売市場法の成果を踏まえた上で、おおむね3年程度を目途としまして、市場関係者の経営問題、卸売市場についてのいろいろな規制の問題、卸売委託手数料など、卸売市場のあり方について総合的に検討を行うことが適切であるという取りまとめが行われたところでございます。

この取りまとめを受けまして、平成12年11月に、市場関係者の若手の社長の方々など実務関係の方にお集まりいただきまして、座長には本日委員としてご出席の上原先生に座長となっただきまして、卸売市場総合検討ワーキンググループを設置しまして、これが

らの卸売市場を考える上では、どういうところを一生懸命取り組んでいく必要があるのかということをもとめていただいたわけでございます。その報告書は平成13年9月にまとまっておりまして、その内容につきましては、第4回のこちらの分科会でご報告をさせていただいております。

その後、(5)にございますように、さらに議論を深めるため、平成13年10月に総合食料局長から依頼をいたしまして卸売市場競争力強化総合検討委員会が設置をされたわけでございます。この検討委員会の座長も上原先生に引き続きやっていただきました。委員の方々は、市場関係の団体のトップの方にお集まりをいただきまして、議論を深めていただいて、この報告書はまとまったということでございます。本日は、その内容の中のポイントを幾つかご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、9ページをお開き願いたいと思っております。

一番下から3行目に、(4)卸売市場の開設というところでございます。開設という意味は、施設をつくるとか市場を開くという意味でございます。 にございますように、卸売市場法に基づきます卸売市場としましては、中央卸売市場と地方卸売市場があり、それぞれが地域の実情を反映した運営を行うことが期待をされているところでございますが、10ページの上にご書いてございますように、今後も開設者、現在は地方公共団体がやっておりますが、そういうやり方がいいのかどうかという点についてのご議論が書かれております。行政が現在は施設もつくり、それから、その中で行われますさまざまな取引につきましても監督をしているわけでございますが、今後は、つまり本文の上から4行目に書いてございますように、第1に、中央卸売市場は、直接行政が開設主体となって運営することとされておりますが、第3セクター - - 株式会社で、その資本を半分以上公共団体が出資しているという特殊な形の形態の第3セクターが開設主体となり得る道を設け、地域の実情によっては、行政が第3セクターを通して関与するなどの柔軟性が認められるようにすることが考えられるのではないかとございまして、それがポイントの第1番目として言えると思っております。

それから、ポイントの2番目でございますが、14ページに飛んでいただきまして、下の方に、(6)施設の機能高度化ということが書いてございますが、現在は中央卸売市場の場合は、地方公共団体、東京都でございますとか大阪市というところが開設しておるわけございまして、その施設の問題につきましては、当然流通の実態に合わせて機能の高度化をしていかなければいけないということでございます。 に書いてございますように、

卸売市場は、集荷・分荷、価格形成、情報収集、品揃え、貯蔵、保管、加工、配送などの機能を果たす場所であるので、市場外流通 - - これは一般的な流通、市場を通さない流通ということでございますが、その流通の動向なども見ながら、現在のあるべき流通にふさわしい施設を整備することが必要であると考えられる。「あるべき流通」というのはいろいろな意味があると思います。現在、市場へ行きますと、ほとんど日本中、どの市場も同じようなつくりになっておりまして、今まではすべて魚屋さん、八百屋さんということの対応を念頭に置いた市場の構造になっておりますけれども、例えばこれからは業態別、もう少し幅広い業態を意識しながらつくってはどうか。それから、現在の市場、温度管理もなかなか難しいところがたくさんありますので、そういう点もどういうふうを考えていくのかというような、いろいろな課題があるわけでございます。そこに書いてございますように、消費者の関心が特に高いと思われまして安全性、衛生、品質・鮮度などの面に十分に配慮する必要があるということでございます。

次に、その施設をつくる場合に留意することが 書いてございます。多くの場合、開設者が - - 開設者というのは市役所でございますとか都道府県でございますが - - 施設の整備を行い、卸売業者や仲卸業者がその施設を使用するものでございますので、これら施設の利用者が真に必要な施設となるように、関係者の間で、整備のあり方、整備の内容、整備に伴う使用料 - - これは、場所を業者の方が借りますと、市役所にお金を払うという意味の使用料でございますが - - そういう使用料について十分に協議を行い、施設の整備を進めていく必要があると考えられる。また、低廉かつ良質な公共サービスの提供という観点から注目されている P F I 手法の導入も有効な選択肢であるというふうにかかれておりまして、P F I というのは、民間の資金を使って公的な施設を整備しようという意味でございます。今まではすべて市役所でございますとか都道府県がやっていたが、これからは施設を使われる業者の方々、いろいろな方々の意見をきちんと聞く。それをそれぞれの地域の実情に合わせた市場づくりに生かしていく。さらに、公共団体だけがお金を出すのではなくて、民間の方々の資金も十分使っていくことを考えていったらどうかというご提言でございます。

次に、15ページの下の方、(7) 経営改善というところでございます。これは、今度は施設の中で営業される業者の方々をどういうふうにか考えるのかという問題でございますが、
書いてございますように、効率的な経営を行う企業が卸売市場における取引を担っていくことが、卸売市場流通の基本的な姿であるというふうにか書いております。ですから、

逆に言いますと、効率的な流通が担えない方には卸売市場には入っていただく必要はないというふうにもなろうかと思えます。

に書いてございますように、効率的な経営は、市場間競争、それから一般的な流通、市場の外との流通が激化している状況に対応して、それぞれの企業経営者の努力により維持されるべきものであって、日常的な経営管理はもとより、経済環境の変化を察知し、企業みずからが未然に経営悪化を防ぐために販売力の強化を図るほか、事業方針の見直しや異なる経営体との連携、統合・合併などによる経営基盤の強化を早期に行っていくことが有効と考えられる。一般の経済社会ではごく当たり前のことなのかもしれませんが。そういう点が卸売市場の経営の中で忘れられている部分が多いのではないかということから、このような記述がなされているところでございます。

行政の役割でございますが、に書いてございますように、行政は、効率的な経営体が市場流通を適切に担っていけるよう環境の整備を行うことを基本とするということでございますので、側面的な取り組みということでございます。経営悪化企業に対する経営改善指導、必要な場合には許可などの取り消し、入場者数の見直しなどを的確に実施することが考えられるというふうになっております。このように、重要なビジネスは企業の方にさせていただく、ただし、経営悪化企業が市場に長くとどまらないように措置をしていく必要があるということでございます。

最後に、料金、手数料などの問題について触れさせていただきます。17ページでございます。17ページの上から4行目に(8)料金、卸売手数料、奨励金と書いてございまして、その下、ア、卸売手数料と書いてございます。卸売手数料といえますのは、生産者の方が市場に物を持ってこられる際に、自分で売ることにはしませんで、卸売業者の方々を使って販売をされるわけです。卸売業者の方々に出荷者が払うお金が卸売手数料ということでございます。この卸売手数料が基本的には市場運営をする大きな収入源になっているということでございます。現在の卸売手数料でございますが、そこに書いてございますように、上限をこれまでの国の行政運営で決めておりまして、野菜が8.5%、果実は7%、水産物は5.5%、食肉3.5%、花き9.5%に決められておりまして、出荷者がお払いになるのは、卸売市場で競りなどで卸売の金額が決定されますので、そこにある率を掛けて具体的なサービスに対する対価という料金が決まっていくという仕組みでございます。物の値段が安くなったり、余り高く売れない場合は、卸売業者の方々の収入も自動的に減るという仕組みになっております。定率性を維持することによって、卸売業者の方はできるだけ

いい販売先を見つけようとされるということだと思います。

現実の運用でございますけれども、これが上限でございます、具体的にはそれぞれの市場で市長や知事がお決めになるということでございますが、現実的に見ますと、ほとんどすべての市場でこの上限に張りついた手数料が設定をされておることでございます。この手数料の問題につきまして、今のやり方を少し改めた方がいいのではないかどうかという議論がございます。手数料を弾力化した方がいいという意見と、今のままがいいのではないかという意見の2つがございます、手数料を弾力化した場合の懸念につきましては、17ページの真ん中よりちょっと下ぐらいに「卸売手数料設定を弾力化すると」というところを書いてございます。生産者の手数料引き下げ圧力や卸売業者間の過当競争によって、卸売業者の経営悪化、倒産・廃業が発生してしまうのではないかとすることを初めとして、いろいろな懸念材料が書かれております。

一方、手数料を弾力化することについてのメリットを見出している意見もございまして、17ページの下から4行目でございますが、卸売手数料を弾力化をしますと、市場の実態や事業者のニーズに応じた取引の工夫などサービスの充実を通じて、市場流通の魅力を高めることができるのではないかと。あるいは、自由な競争で出荷経費の低減を通じて流通コストの低減を促すことができるのではないかなど、いろいろな意見がございますということでございます。

この内容のポイントは以上でございます、最後、20ページでございますが、「おわりに」というところを書いてございますように、20ページの下から5行目、「行政にあっては、本報告書を参考にして、広く生産者、消費者、流通業者等の関係者の意見も聴いて、真に卸売市場の競争力を強化する上で、どのような対応を図ることが必要か検討し、将来的にも魅力ある卸売市場の運営が可能となるような新しい卸売市場施策の策定を早急に行うことを期待する」というふうに書かれております。

現在、報告書は5月30日にまとめていただき、その後、いろいろな方々のご意見を伺っているところでありまして、そういうご意見を伺いながら、新しい施策を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告、説明につきまして、何かご質問、ご意見等々ございましたら、どうぞご自由にお出しをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

上原先生から、何かコメントはございますか。

上原臨時委員 いろいろな意見が出ましたけれども、ただ1つ共通点というのは、卸売市場の強みは品揃えなんですね。それに対して産直とか定番型の流通とか、卸売市場の強みは品揃えにあるだろうと。ただし、これを従来のままと言ったら語弊かもしれませんが、非効率にやっておりますと、いわゆる定番型流通の方に奪われてしまう可能性がある。だから効率化しなければならないというのが全体の共通点だったような気がします。ただ、私がお願いしたいのは、市場関係者のいろいろな意見が出まして、もう少し待つとかという意見はたしか出たような気がしますけれども、私としましては、市場関係者の知性と勇気に託したいと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。島貫委員、どうぞ。

島貫臨時委員 私がその市場関係者の期待でございまして、確かに中間論点、非常に我々の不足部分を指摘していただきまして、これはこれでやはり相当重要な重みを持つものであるというふうには考えております。ただ、一言言わせてもらえるならば、我々業界そのものが中央卸売市場法という法律のもとに、業務条例や施行規則が地元に戻ったところを、非常にそういうふうな部分では、やはり社会の流通とミスマッチを犯さざるを得なかったというふうな状況にも置かれていたということをお察しいただきたいというふうに思います。例えば商物一致、これは必ず原則ですよというふうなことで、産地から直送できない仕組みになっているわけです。それをやっしまえば法令違反で取り締まられる。あるいは開設区域の問題。これも、私は仙台市ですけれども、隣の泉や名取、岩沼に物を直接送るには、また一定の別のルールがあるというふうなこと。

それから、今ご指摘いただいた手数料の問題、こうしたものも、5.5以上ニーズをつかんで生産性を高め、付加価値をつけてもいいんじゃないかという経営者もおります。ただ、大多数が、今、上原先生のご指摘があったように勇気がなかなかない人が多くて、また、今、効率化研究会なるものが発足しまして、さらに我々業界は経営委員会だとか、あるいはワーキンググループというふうなことで一生懸命勉強しながら、どうあるべきかということをお盛んに検討しておるところでございます。弱い者もおりますもので、その辺は上原先生に、ぜひともその辺のこともまたカバーしていただきたいというふうに思うところです。

田島分科会会長 温かい市場主義みたいな……。ほかにはいかがでございますか。飛田委員、どうぞ。

飛田臨時委員 14ページの(6)の「施設の機能高度化」のあたりに該当するのではないかと考えられますけれども、BSEの問題などからトレーサビリティシステムの導入ということが1つの大きなテーマとなってきております。そういった関係のトレーサビリティシステムを可能にさせるための施設整備に関して何かご検討はなされたのでしょうか。

田島分科会会長 どうでしょうか。室長から。

井上卸売市場室長 具体的な施設整備ということでは、現在のところは委員会では議論はなされておられません。ただ、仕組みとしまして、生産者と消費者をつなぐのが流通の業者の方でございますので、現在でもいろいろな表示は、生産者の方が、消費者にきちんと行き渡るように、きちんとできるように業者も努力しております。また新しい仕組みができましたら、当然それは業者の取り組みとして期待される場所だろうと思います。ただ、施設整備ということになりますと、BSEの場合、問題が起こった後すぐに補正予算をとりまして、悪いものとそうじゃないものときちんと区別できるという施設はつくっております。そういうものは当然既に実行しているところでございます。いろいろなトレーサビリティに関しての問題につきましては、これからの課題ということで取り組みを進めていきたいと思っております。

田島分科会会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

飛田臨時委員 今のトレーサビリティシステムの問題だけではなくて、やはり同様にHACCPのシステムなども、これからの未来型の卸売市場には不可欠なものではないかと思っております。ここの続きのところで、PFI手法の導入もというような選択肢の多様性というようなこともうたわれているわけですが、このあたりのところかと思っておりますが、とにかく設備を考えていったりする場合に、まず外の箱物だけをつくっていくというような手法で、だんだんに積み重ねてまいりますと、大変コストもかかってくる、むらが生じる可能性があるのではないかと考えられますので、この辺のところについては、中間報告では、競争力の強化ということで大変多様な問題をお取り扱いになっていらっしゃる中で、特定の問題だけについて深く突っ込んでというところは大変でいらしたのかとも思うんですが、これからは、やはりそういうことも大きな、まず先取りをしていくということが競争力の強化ということにもつながっていくんじゃないかと考えられますので、今後、ご検討の際にはよろしくお願ひしたいと思っております。

田島分科会会長 ありがとうございます。一応ご要望として、ご担当の方々、どうぞテクニクノートしていただきたいというふうに思います。

ほかにかがででしょうか。橋本委員、どうぞ。

橋本臨時委員 全体としても、先ほど上原先生がおっしゃったこと以外に言いようがないんですけども、1つは、卸売市場の競争力というのは何に対して競争していくんだろ
うというのが疑問点としてあるんです。私も、卸売市場というのはどうしても必要なもの
ですし、先ほど品ぞろえとおっしゃいましたけれども、そういうものがあるから市場外流
通だとか、いろいろなことの流通ができるということがあって、そこが起こってくると、
中央卸売市場としての - - 地方卸売市場もそうですけれども、私も開設者だった時がある
わけなんですけれども、それで経営的に困ってくる。じゃ、単位的な中央卸売市場とか地
方卸売市場とかに、そういうことがうんと集まってきたら、そのことでいろいろな流通に
対応できるのかといったら、私どもが今まで小売業でやってきたことを考えたら、20年、
30年前は非常に困っていたんですね。市場でいろいろな規制がいっぱいあって、買うのに
困ったりして、何とかそういうことの規制を緩めてくれないかとか、何とかしてもらえな
いだろうかということで、個人の八百屋さんとか魚屋さんを対象にしてつくられた施設や
取引であったり、それから、私どもが何百億もの個人保障をしるとか言われて、そのぐら
いになるとあきらめて判こを押しましようということとか、そういうことがずっと残って
いた。それが今、市場外流通とかいろいろな流通が出てきて、もう余りそういう卸売市場
に対することを真剣に討議するとか、何かしてほしいということがだんだんなくなってき
ているんですね。それ以外の方法に力を入れていたり、いろいろなことをしていった方
が効率が高いし、片一方の方は時間がかかってなかなか進まないということ。

しかし、私は、中国とかベトナムとか、そういう海外のところへ行ってお店を開けよう
としたとき、本当に日本の卸売市場というのはよくできているなど。そういうものがある
からいろいろなものが発展できるんだなということで、そういう多様な流通を許しながら
も - - 許しながらというか、許容しながらも、その中でどのように卸売市場がやっていく
かというような観点からやっていかないと、全体の問題としては、何か片一方の方が増え
るに決まっていると思うんですね。ですから、その辺のことを認めながらどうするかとい
うことが1つ大事じゃないかなというふうにいつも思うんです。

もう一点は、私どもも非常に困っているわけですけども、物がたくさん集まるという
ことで、環境問題のことというのは本当にお困りになっていないんだらうかということ
ですね。これは、先ほど出た安全性の問題と並行して、同じぐらいのウエートで市場におけ
る環境問題というもの。例えばの話ですけども、発泡スチロールの箱とか、そういうも

のが流通の主体になってきているのが物すごい量があるのを、一体それはどういうふうにしていくんだろう。小売業のところだとめると市場でとまることになったりとか、どのようにそれがなくなっていくんだろうかということで、この辺は、直近の問題としては卸売市場以上に関心のあるところで、どのように対応なさるんだろうということで我々も考えていかなきゃいけないし、協力もしなきゃいけないとか、両方でやらなきゃいけないという点なんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。後半のことだけで結構です。

田島分科会会長 よろしくお願ひします。

井上卸売市場室長 市場内の環境の整備につきましては、それぞれの市場で組合などをつくりまして、当事者で一生懸命頑張られております。

今、発泡スチロールの話がされましたけれども、大概の市場に発泡スチロールを処理する施設を設けております。1カ所に集めまして、市場内の発泡スチロールを溶かして固める施設で処理をしまして、それを必要な方々に再度お売りになっているという形での処理がなされております。発泡スチロールについては、そういう形での処理が、今、かなりの市場で進んでいるところでございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、大澤委員。

大澤臨時委員 これからのまとめ方についてなんですけれども、最終的に、この報告書の中で経営環境の分析につきまして、どこか集中的に、例えば報告書の一番前で明確に打ち出されるとか、そういうことはあるんでしょうか。といいますのは、先ほど需給調整の報告書の中でもちょっと触れられたと思うのですが、やはり一番の問題は、デフレの問題、農産物について需要と供給が全く逆転してしまったということだと思います。ところが、ずっと今までの流れ、卸売市場法もそうですが、そういう流通体系というのは、基本的に供給よりも需要の方が強い。そういう前提であらゆることが組まれてきた。だから、その一番重要な大前提が変わってしまうと、今までよかれと思っていたことが全部逆機能になってくる。そのところをかなり明確に打ち出さないと、前に議論がありましたように、競争力強化といった時に何になるのかなということも出てくるのかな、というふう思うんですけれども。

上原臨時委員 その点につきましては、明確にここには書かれていませんけれども、委員の中に共通に持っていた考えでございます。つまり、売り手市場から買い手市場に変化してきた。だから卸売市場は大きな影響を - - これは卸売市場だけじゃないんですね。日

本の流通過程すべてに言えることなんです。そういう問題意識はありました。ただし、これ、中間報告ですから、この位置づけをどうするのかということについては、事務局の方で今のお答えの方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

田島分科会会長 何か追加コメントはございますか。

井上卸売市場室長 先生のお話しになったことで進めております。今、中間報告をまとめてと言いましたので、現在いろいろな方々の意見を伺いながら検討を重ねているところでございます。

田島分科会会長 藤原委員、どうぞ。

藤原臨時委員 この市場競争力総合検討委員会の委員になっておりまして、そちらの方でも大分勉強させていただいておりますけれども、この2ページの「卸売市場の現況とこれまでに果たしてきた役割」、このこと一口に尽きると思うんですけれども、ただ問題は、現実に私どもは小売業として、末端の一番消費者に近いところにおりまして、やはり市場の現在のあり方、品ぞろえ、それより、いわゆる安全・安心、鮮度感とか価格の構成、これらが競り価格がやはり中心になるわけですから、それによって消費者に安心して供給できる、またそれぞれ全国、それなりに統一した価格ができていくということなんです。

やはり水産、野菜、果物、花など、それ相応に全国の小売店舗がまだまだ何十万店あるんですよ。今、量販店が直販、また産直とかって、そういう市場を通らないいろいろな物品が、また国際流通の中でも非常に多くなってきている。そういう中で、最近小売業もそれなりに努力はしておりますけれども、非常に大変な事態になっておるわけです。ただ、問題は、産直とか、そういう流れですと単品の扱いであって、全体の品ぞろえというものが非常に少ないわけなんです。

そういうところからいきますと、今、いろいろとこういう問題提起された市場運営、いわゆる施設の機能の高度化とか経営改善については、さらに勉強しているところでございます。そういう面で、市場というものが、今後もやはり日本型というものに戻すべきだろうということは、私ども小売業にとりまして最大の願いなんです。もしこの市場流通が消えてしまうと、量販店だけの世界になる。一番困るのは消費者かなと。消費者に軸足を置いてこういう問題を討議している中で、何か市場の問題が非常に現在、いわゆる経営改善にしろ、いろいろな形で市場が圧迫されておるようなものですが、その辺もこれから勉強しながら、きょうは島貫さんも来ておりますから、その辺も含めて、やはりこれは今後の大きな問題ですけれども、まだまだ勉強するあれがあるだろうと、このように思

っております。その辺、この勉強は1年以上もやっていますか。私も非常に疲れました。これはやはり何としても、小売業界が残るためにも努力しなきゃいけないなと思っておりますので、ひとつその辺もよろしくまた検討していただきたいと思います。

田島分科会会長 ありがとうございます。

島貫臨時委員 個人的意見でもございますが、このごろ量販店さんなんかも、やはり市場の持つ機能というものを改めて再認識・評価してくれていまして、非常に回帰現象というものが見られるということをつけ加えておきたいなと思います。私自身は、市場こそが一番効率的だから、そういうふうな回帰現象もあるのかな。そしてまた、品ぞろえも含めていろいろな価格形成機能とか、そういうふうなものも、マーケットインの思想がなかったから市場がだめになったというふうな上原先生の考え方は、全くそのとおりでございます。そして、そういう不足の部分を市場に植えつけるならば、やはり生まれ変わった市場というものが出てくるのかなというふうに思います。よろしく申し上げます。

田島分科会会長 ありがとうございます。多様なご意見をちょうだいいたしました。とりわけ非常に重要な問題でもあり、本日の主要議題でございましたので、あえて時間を使わせていただきました。ただ、本日の予定として、残りの報告事項がかなりたくさんございますので、あとは割方効率的に進めてまいりたいというふうに考えております。

食と農をめぐる最近の動きについて

田島分科会会長 では、食と農をめぐる最近の動きについてということで、議事次第でいいますと第5、その他ということですが、まず最初に「食育」の推進ということで、食と農の再生プランにも重要施策として位置づけられておるわけですが、この「食育」の推進状況につきまして、事務局からご説明をお願いをいたしたいと思っております。

齋藤消費生活課長 消費生活課長の齋藤でございます。

資料の5をお開けいただきたいと思います。「食育」の推進についてということでございます。

「食育」という言葉は、従来いろいろな方々がお使いになっておられまして、一般的には食に関する栄養とか衛生面とか調理の仕方とかマナー、あるいは食文化の伝承など、広く言えば食への理解を促すさまざまな取り組みを「食育」と言ってきたようなところがご

ざいます。ところが、昨今、先ほど局長のごあいさつにもありましたけれども、昨年来の B S E の発生以来の実態を踏まえまして、現在「食育」をきっちりと推進していこうということになっております。

その背景としましては、3つあるかと思えます。1つは食に関する信頼の欠如ということが言えるかと思えます。B S E 問題、食品の偽装表示問題などを踏まえまして、消費者の食に対する信頼が揺らいでしまったというようなこと、また食卓と農場の距離が非常に離れていて、どういったものがどういうふうに食卓に上ってくるのかということ自体が見えないということからくる信頼の欠如というのがあるのではないかと。

2点目が、リスクに対する理解の不足というのがあるかと思えます。これは、どこにでもリスクはあるものだという認識に立って、食品事業者も、あるいは消費者も食に対して向かい合うというようなことがどうも薄れてきたとか、あるいは家庭の食を囲んでの囲らんの中で、食事というものはこういう意味があるのだとか、あるいは腐った場合にはこういうにおいがするものだという、じわじわと伝えてきた食に対する教育というものが、どうも最近おざなりになっているのではないかというようなことが2点目として挙げられます。

最後、3点目ですけれども、やはり欠食。朝食を食べないとか、あるいはバランスの悪い食事をとっているというような食生活の乱れ、その3点を踏まえまして、今回、「食育」というのを打ち上げていこうということであります。

資料の5の1のところにございますけれども、「食育」という言葉が打ち出されているのが、まず最初が B S E の報告書の中です。それを踏まえまして、(2)にありますけれども、食品の安全行政に関する関係閣僚会議の中でも、「食育」を文部科学省、厚生労働省及び農水省が一緒になって進めていくというふうに位置づけられております。また、ご承知のとおり、再生プランの中にも「食育」というものが位置づけられております。再生プランの中で位置づけておりますのは、子供の時から食について考える習慣を身につけるようにしていこうというようなこと、広く消費者が食の安全、安心について自ら考える、そういった運動を広げようというふうになっております。

このようなことを整理しましたのが2枚目のフロー図でございます。お時間もないので簡単にしたいと思いますけれども、全国レベルと地域レベルの取り組みが考えられると思っております。左側が従来の取り組み、特に従来のということで、全国レベルをごらんいただきますと、食生活改善に関する普及・啓発ということで、これは食生活指針を中心に

しまして取り組んでおります。これを引き続き力を入れて取り組んでいくということで、右のところに平行移動しております。さらに今回の食に対する安全・安心ということを踏まえまして、上のところですね。マスメディアを通じましたPR活動をしていこう、シンポジウムをしていこうというようなことでありますけれども、「今後の展開方向」というところをごらんいただきますと、先ほどもご紹介しましたけれども、信頼に対する欠如というのを踏まえまして、食品にゼロ・リスクはあり得ないというようなことを踏まえまして、それをどのように消費者が予防していくか、あるいは食品事業者も予防していくかというような、そういったことを取り組んでいこうというようなこと。

あと、リスクに対するコミュニケーションですけれども、これは非常に大きなテーマでございます。しっかりした知識、知恵がないために不必要なところまで、例えば不買運動が起きてしまうと、冷静な対応ができないというようなことがあります。また行政側もリスクについてのコミュニケーションというものをきちんとやっていく必要があるということで、2番目の になっております。

3番目のところですが、1人1人が選び方や組み合わせ方を選択できるというようなこと、また、地産地消や伝統食文化についての知識、そういったものを身につけて、生産者と消費者の顔が見える関係をつくっていこうということを加えまして、それを食を考える国民会議ということで進めていこうとしております。これにつきましては、7月9日に、「食を考える国民会議」の総会というのを開催しまして、その中で食生活改善に加えまして、食の安全・安心を目的の1つに加えたところでもあります。こういったことを取り組むためには、地域レベルでボランティアの方々が顔と顔を向かい合わせまして、この食の取組を進めていこうという活動や食品産業の、例えば製造現場、食品の工場とか、あるいは農の生産現場、そういったところを子供、あるいは消費者、高齢者に至るまで体験を通じて理解を深めていこうと。また、地域食材を学校給食に生かす中で食の教育を進めていこうというようなことを、地域レベルで隔々まで進めていくことが必要ではないかということでもあります。それを踏まえまして、右にあるような取組を14年度から展開しているところでもあります。ベースになりますのは、下にあります3省連携ということでございます。

あと、資料の後ろの方にありますけれども、時間がありませんので省略させていただきますが、最近の食の乱れということでデータを整理したり、あるいは最後のところは優良事例ということで、3事例をご紹介させていただいております。以上であります。

田島分科会会長 ありがとうございます。

質問、ご意見等は後ほど一括してお願いをしようと思っております。

続きまして、さきの国会でJAS法が一部改正されたわけでございますが、そういったことを含めまして、最近の食品表示行政をめぐる状況につきまして、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

小林品質課長 総合食料局品質課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

時間が限られておりますので、手短にお話しさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の中の色刷りのパンフレット、参考資料2というのがあるかと思っております。それをお開けいただけますとありがたいと思っております。一番表紙を見ていただきますと「もう許さない！うそ表示」という、お姉さんが怒った顔の絵がついておりますけれども、それでご説明させていただきたいと思っております。

1月の末から2月の頭にかけて、先ほど西藤局長が触れましたように、雪印食品の表示の偽装事件というのが起こりました。それ以降、いろいろな企業がそういう虚偽表示をしていたというのが発覚をし、今までのJAS法に基づいて、我々の方も事実関係を解明し、指示をし、公表するというふうなことをやってきておりましたけれども、従来のJAS法では必ずしも十分な対応はできないというふうなことがございました。そのために、今国会に急遽法案を提出いたしまして、6月7日に成立をいたしました。その内容が、この「JAS法改正のポイント」に書いてございます。

1つ目は、違反業者名はすぐに公表しますというのが1つ目です。それから、2つ目は、違反業者に対して改善しなさいよというふうな一種の警告を発することを2回にわたって行います。1回目は指示といいます。2回目は命令というふうに法律の名前が違いますけれども、2段階で警告を出した上で、なお従わない - - よほど根性のある業者さんだと思いますが、そういう場合には罰則なり懲役なりということで、かなり重いペナルティーをかけるということでございます。こういうことで強化いたしまして、実態的にも我々の方で立ち入り検査、いろいろな事件が発覚いたしますと直ちに実施しております。それから、つい最近では三輪そうめんの事件なんかがありましたように、事実関係を指示と同時に公表するというふうなことで、迅速な対応をとっております。消費者の方のご協力を得て、こういう不正表示が発覚するウォッチャーという仕組みを設けました。表示110番という電話システムを設けまして情報提供をいただくという仕組みもつくっております。いろい

るな手だてを総合的にやりながら、もう一度消費者の信頼を回復したい、表示に対する信頼をもう一度つくり上げたい。そのことが農業生産、あるいは生産者の方、流通業者にとっても最もよいことだ。消費者にとってプラスになることは当然であるというふうを考えて、手だてを打っておるところでございます。

そのことと関連いたしまして、今回の一連の事件の中で、食品の表示については厚生労働省が食品衛生法、農林水産省がJAS法といろいろな法律が複雑に絡み合っていて、何だかわけがわからない。もうちょっとわかりやすくならんのかというご指摘がございました。そのために、最初に局長があいさつの中で申し上げましたように、懇談会を開いて今まで検討を続けております。つい先日、7月30日に第5回懇談会を開きました。まだ仕掛品の途中で、今月中には何とか中間的な取りまとめの報告を公表したいということで作業を進めているところでございます。内容的に詳細に触れる時間はございませんけれども、まず1つ、皆さん方のコンセンサスでぜひにやれということを言われておりますのが、食品衛生法とJAS法の規制内容とか表示の仕方、こういったものについて足並みがそろっていない部分がある。こういったものについては早急に足並みをそろえるようにということでございます。これは早急にそろえるように段取りを組んでやっていきたいというふうに思っております。

それから、大きな論点になっておりましたのが、法律をどうするかということでございます。このところについては、表示という観点で一本の法律にまとめてしまえば簡単ではないかというご意見が片方ございました。しかしながら、その一方で、例えば食品衛生法の場合は、中身と表示が合っているかどうかをきっちりチェックをするというのが食品衛生法上での表示のチェックということになるわけで、その場合に、中身の部分は相変わらず食品衛生法、表示の部分だけ表示法に切り離してしまったら、一体だれがチェックするんだということからすると、むしろ食品衛生法の中に表示の規制があり、JAS法の中に規制があり、しかしながら、別々であっても相互で連携する方が現実的ではないかという意見も片方にはございました。このあたりについてはさまざまな意見があったということで、結論を見るに至っておりません。今後また多くの方の意見も聞きながら議論を深めていく必要があるという現状になっております。

以上でございます。ありがとうございました。

田島分科会会長 ありがとうございます。

では、続きまして、6月に食品産業センターで作成をいたしました食品企業の行動規範

及び行動指針策定及びバイオ生分解素材の開発普及に関する研究会、これらのことにつきまして事務局から報告をお願いいたします。

菊地食品産業企画課長 食品産業企画課長の菊地でございます。座ってご説明申し上げます。

まず最初に、食品企業の行動規範の関係でございます。お手元に資料7と、それから参考といたしまして空色の冊子がございます。この2つでご説明申し上げます。

まず、なぜ食品企業の行動規範が作られるに至ったかでございますが、ご案内のようにBSEに関連して、牛肉の在庫を保管する事業がございましたけれども、この事業に対して虚偽の申請をした企業が発生いたしました。その後も、今、品質課長からお話のありまじょうに、表示につきましても虚偽といったことが発生し、食品企業の企業倫理について、各分野から多くの指摘をされたわけでございます。これを受けまして、農林水産省は、1月23日付で食品企業や団体を広く会員といたします食品産業センターに対しまして、関係法令の遵守、倫理の維持についての取組を強化するよう指導を行いました。これを受けまして、同センターにおきましては、企業行動規範に関する講習会を開催するなどによりまして、企業行動規範の徹底に取り組んできております。その1つといたしまして、6月13日に「食品企業の行動規範及び行動指針策定の手引き」を作成したところでございます。この手引きにつきましては、食品企業の主要な企業の13社の法務、あるいは総務担当の方々が委員会をつくり、今後の食品企業のあり方を検討しまして、この指針、手引きが作成されたところでございます。

内容につきましては、資料7の3でございますけれども、企業活動の具体的な指針として、 から まで掲げてございます。例えば 安全な食品とサービスの提供、 顧客の満足と安心のための最大限の努力といったものが掲げられてございます。ただ、このような行動指針を実効あるものとするのが一番求められているのではないかと考えております。この手引の中におきましては、実効性の確保ということで、2ページに3点が掲げられてございます。

1つが、経営のトップがみずからの役割を認識し、そしてまた周知徹底を行うこと。そして、違反した場合には、自らも含めて厳正な処分を行うことといったこと。

2番目といたしまして、行動規範を周知徹底させるために、地位と権限のある役員がヘッドとなった組織をつくること。そしてまた、その組織におきましては、外部の方々も活用すべきではないかといったことがまとめられております。

3点目といたしまして、情報システムの確保ということでございます。行動規範に違反した行為につきましては、通常の業務上のルートだけではなくて別のルートを確保し、そしてまた、情報提供者の方の不利益にならないようなことをきちんとやっていく、以上3点を実効性の確保ということで掲げてあります。

これらをまとめたのがこの青色の冊子でございます。現在、この冊子につきまして、各企業に説明会を行い、そしてまた各企業におきましては、これに沿った形で行動規範を新たに策定する、あるいは既に策定されている企業におきましては見直しをするといったような作業が行われているところでございます。以上が行動規範の関係でございます。

それから、もう一つ、参考資料3を出してください。バイオ生分解素材の開発・普及に関する研究会でございます。3月のこの分科会におきまして、食品リサイクルにつきましてご報告させていただきました。その後、何人かの先生方には、農林水産省の生ごみのリサイクル施設をご視察をいただいたわけでございます。リサイクルについては、いろいろな形で民間におきましてバイオ生分解素材の開発・普及に関する検討が行われております。お手元の参考資料3がこれございまして、これは三菱総研が事務局となり、学者の方々、事業者の方々、さまざまな方々が集まり、検討され、バイオ生分解素材の開発につきましての提言が、7月31日発表されました。これにつきましてのペーパーでございますが、時間の関係でお目通しいただければと思っております。この提言におきましては、国が具体的に戦略を策定するといったことが求められておりまして、現在政府といたしまして、バイオマス総合戦略といった形での策定づくりに取り組んでいるところでございます。以上でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

以上、「食育」の問題、食品の表示の問題、それから食品企業の行動規範・行動指針、それからバイオ生分解素材、こういったことについてのご報告が事務局からございましたが、総合的に何か皆様の方からご意見、ご要望、あるいはご質問……。 藤原委員、どうぞ。

藤原臨時委員 これは表示の問題なんですけれども、法律が厳しくなりまして、私も見ておりまして大変だと思うんですけれども、これに対して、各都道府県、例えば講習会とか、そういうのはあるんですか。やっていますね。その辺、ちょっと説明してください。このセンターがありますけれども、その中でどうなっているんだろうかなと思って、済みません、ちょっと。

小林品質課長 まず、従来からのこういうルールの説明につきましては、消費技術セン

ターを中心にやっておりましたが、今回、JAS法の改正に当たりましては、6月の成立直後から7月4日までの間に、全国で9カ所ぐらいだったと思いますけれども、説明会を開いております。それから、農政局がございしますが、農政局単位に国が直接やるのとは別に講習会を開いております。それから、さらに都道府県によっては、これは県によって異なるんですけれども、それぞれ事業者の方を集められたり、消費者の方に対する講習会も別途やっております。それでもなお、まだ、例えば業界団体の方、特定のグループの方で中身をよく知りたい、説明してもらいたいというふうなことがございましたら、県庁の表示担当なり、あるいは消費技術センターの方にご連絡いただけましたら、調整がつかましたら消費技術センターの方からご説明するとかいうふうな段取りもとりたいというふうにご考えております。ご関心、あるいは都合をつけていただけましたら、できるだけのことをやらせていただきたいと思いますと考えております。

藤原臨時委員 わかりました。

田島分科会会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、飛田委員。

飛田臨時委員 まず「食育」の件でございます。全体のお取り組みというのは結構なことだと思いますけれども、先ほどお話をお伺いしておりました中に、マスメディア等の活用ということが書いてございました。これにつきましてお願いしたいんですが、マスメディアはよきにつけ悪しきにつけ、大変大きな力を持っております。現状におきましては、むしろマイナスの情報がたくさん流布されているということをごぜひチェックしていただきたいと思います。例えば、食品につきましても、このようなバランスがとれたものを食べていれば食事をしなくてもいいかのような、そういう印象を与える情報もありますし、やたらにやせよう、やせようということで怪しげなものを宣伝しているケースもございます。食習慣を誤らせるような情報、あるいはドラマ等の中の食材の扱い方や親子関係などにおきましても、全体的によく見ていただきまして、確かに表現の自由とか、いろいろ言われると思いますけれども、表現の自由ということにうまくごまかされないように、「食育」ということを進めていただきたいと思いますと考えております。

それから、続いてですが、品質表示の件でございます。いろいろと大変な試練を経て、法律も改正の方向に来ましたことは当然と言えば当然でございますし、誠に残念な事態が、未だにいろいろ続いておりますので、先ほどの食品産業センターさんのこのような指針にいたしましても、絵にかいたもちにならなければいいなというふうには実は思っております。

例えばJAS法の改正が罰金の強化ということに向けられておりますけれども、肉などを見ましても、食肉自体の品質表示というものが無いわけですね。それは確かにブランド等で従来からの評価を得てきている、格付けに基づくような形の情報提供が無いわけでもないんですけれども、従来の格付けだけでいいかどうか一度問い直してみる必要があるかと思えますし、いずれにしましても、客観的な情報の提供というものが無いと、ただの罰則強化や、あるいは3法等を一本化するということだけではだめだろうと思うんですね。

客観的な情報としては、例えば1つは特定用語の表示基準などを設けて、昨今でございますとハーブ使用とか減農薬、健康指向に訴えるものなどたくさんございます。食材にもありますけれども、これについてはこういう強調表示が見られるというような強調表示等をピックアップしていただきまして、その用語を使うからには、トレーサビリティとまでなかなかいきにくいかもしれませんが、このような裏付けがあるという表示基準を設ける必要があるのではないかと思います。したがって、3省、あるいは公正取引委員会等の公正競争規約なども参考にいただきまして、情報をいかに提供していただくかということをご検討いただきたいと思えます。

また、容器包装におきまして、昨今ではトレーの裏側に表示がある場合がございます。そういうものはあってなきがごとしで、見せたくないという情報なのかもしれません。この表示、昨今の問題になりますと、つい言葉が荒くなってまいりますが、それは反省しなければいけないんですけれども、いずれにしましても行政の方々の対応の仕方というのは、情報公開を進める姿勢がないと、リスクコミュニケーション、コミュニケーションといいましても言葉が空回りしてしまうと思うんですね。この間、実は大変私、光栄に浴したんですが、ヴェネマン農務長官がお食事と呼んでくださりまして、ほかの代表の方と3人で行っていただきましたが、お話を伺うことがございました。その時のお話を伺っていて印象的だったのは、情報公開ということ、それから国民からの質問に対する丁寧な回答ということ、また公聴会の開き方などについての心配りということがお言葉の中では心に響きました。そういうようなチャンスを設けていただいたということも大変光栄でございましたけれども、何にいたしましても、そういうことがないと、消費者の方に軸足をとおっしゃいまして本当のことにならないと思うんですね。先ほどの市場の問題にしましても、うそつき表示をなくすためには書類の管理等も非常に重要になってくるかと思えます。箱の管理、さまざまな書類等の取り扱いなども含めて、私ども、川下におりますが、川上から川下に至るところで何が問題であるかということをしっくりお考えいただきまして、法改正等も

専門家の皆様方がご努力なさってくださいているようでございますので、心のこもったといいましようか、形式に流されないものにしていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

田島分科会会長 ありがとうございます。

国際関係について

では、最後のテーマと申しましようか、国際関係でございますけれども、W T O 農業交渉と F T A をめぐる状況につきまして、事務局から続けてご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくどうぞ。

實重国際経済課長 国際経済課長の實重でございます。よろしく願いいたします。

お手元に、資料 8 として 3 つ資料を配らせていただいております。まず、この「W T O 農業交渉をめぐる状況について」のご説明をさせていただきたいと思います。1 ページからご覧下さい。

W T O 農業交渉は、現在山場を迎えつつありますけれども、1 ページの右の資料の上の方をちょっとごらんいただきますと、ウルグアイ・ラウンドの農業協定 20 条、これに基づいて行われております。これが 93 年にできて、94 年に署名したものでございます。改革過程は継続中であって、2 つ目のポツにありますように、助成、保護を実質的かつ漸進的に削減するというので、これは条約で定められた加盟国間の合意でございます。これ自体について争う国はないわけございまして、この実質的かつ漸進的削減の仕方について、日本や E U などは、現実の国内の農政改革に合わせた現実的なものにすべきだと主張しておりますし、一方でアメリカや豪州、カナダ、ケアンズ諸国と言われる大幅な自由化を求める国々におきましては、これらの大きな前進というものを求めているということでございます。

3 つ目のポツにありますように、非貿易的関心事項、貿易だけで実現されない価値、これについても、農業については特に注意を払って交渉を進めていくべきであるということも合意事項でございます。

2 ページをお開きいただきたいと思いますのですが、昨年 11 月にドーハで閣僚会議によりまして新しいラウンドとしてスタートしております。内容は、今の農業協定と同じようなことが確認されております。

3ページをお開きいただきたいと思います。全体の流れでございます。先ほどの農業協定に基づきまして、2000年から交渉をスタートすることになっておりました。その関係で2000年から始まっておりまして、これは3年目になっております。2000年には、12月21日のところにありますように、各国から提案を提出するというプロセスがありました。2001年は、その提案された各国の提案を説明したり評価し合うというプロセスでありました。その最中で第4回閣僚会議、ドーハの新ラウンドが立ち上がっております。したがって、農業交渉は、もともと3年越しでやっておったところですが、その中で農業以外の分野を含めたラウンドとして、新しくドーハからスタートしているということでございます。

2002年、今年のところでございますが、6月、9月と、こういった形でジュネーブで交渉が続いております。2003年のところをごらんいただきますと、3月末に農業モダリティ確立ということになっております。このモダリティというのは、各国、各品目に共通して適用されるルール、あるいは基準という具合にごらんいただければと思いますが、来年の3月までにこういった共通ルールを決めてしまおうというスケジュールで進んでおります。その上で、9月に閣僚会議で各国の品目別の約束などを出し合っているというスケジュールでございます。2005年1月1日までに、農業を含む全分野を一括して受諾することによって終わるというスケジュールでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。日本の2000年12月に提案をいたしました提案の概要でございます。多様な農業の共存を基本哲学といたしまして、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、それから真ん中のところにありますが、消費者・市民社会の関心への配慮、あるいは輸出入のバランス、あるいは開発途上国への配慮、こういった基本的な姿勢を持ちまして、下にありますような各論点に対する提案をしているところでございます。

8ページをごらんいただきますと、右の上の表に、日本提案に対する反応というのがございまして、そこに好意的意見の国としてフレンズ国というのが書いてありますが、これは、多面的機能、非貿易的関心事項で特に関心を共通する友好国ということでフレンズというグループをつくっております。韓国、ノルウェー等、日本を入れて6カ国でフレンズを形成しております。それから、それ以外の国としては、比較的EUと共同歩調の国、あるいはEUに加盟申請しているような国が多いわけでございますが、日本に対して好意的である。それに対して批判的意見の国は、ケアンズ諸国、豪州等の国々からは、農業についても工業製品と同じように自由化を大幅に進めるべきだという意見がございます。

それから、9ページをお開きいただきますと、今次交渉において、右の上の表にございますように、途上国のウエートが非常に大きくなっております。全加盟国 144のうち、途上国が約 100カ国ございます。タイ、インド、エジプト、ブラジル、こういったところがリーダーシップを発揮しておるわけでございますが、これらの国々も1つの大きな極を形成しているということでございます。

11ページをごらんいただきたいと思いますが、真ん中の表をちょっとごらんください。これは助成合計量、補助金と価格支持の助成合計量（AMS）といたしまして、貿易に対する影響があるものですから、これを削減していく約束になっております。一番上の欄に日本の約束事項の状況が書いてありますが、基準値 4兆 9,000億に対して、約束水準が 3兆 9,000億余りです。それに対して直近の実績値、実際には 7,478億まで減らしてきております。これは約束に対して18.8%という数字になりまして、約束よりもはるかに下回るところまで農政改革を進めてきているということでございます。これは主に米の改革が大ききいてきております。ほかの国も同じように改革を進めておりますが、いろいろ程度の差があるということでございます。

12ページをごらんいただきますと、上の絵にEUの農政改革が書いてございますが、絵の右側に黒で示してありますように、価格支持を下げながら直接支払いを導入してきたという改革の姿があります。さらに、この直接支払いも徐々に切りながら、もっと貿易に対して影響のない施策を広げていこうという政策をとっているところでございます。

14ページをお開きいただきますと、これはアメリカの国内農政でございます。5月に新しい農業法が成立しましたが、真ん中の絵にございますように、二重括弧で書いてあるところが新しい措置でございます。作物別に目標価格を定めまして、市場価格や直接支払いでは及ばないものをさらに補填をしていくというような措置であります。6年間で 520億ドル、約 6兆円を追加するという措置をとっておりまして、これに対して保護主義的ではないか、あるいは長期的に削減していくという約束に対して逆向きではないかといった批判があるわけでございます。

15ページをお開きいただきますと、これは各国のいろいろな主張を整理したものでございます。時間がございませんので1つだけ見ていただきますと、一番上の国内支持、AMSの削減約束でございます。国内支持をどのように削減していくかというようなことで、いろいろな主張があるわけでございますが、大きく言いまして、我が国、EU、その他フランス、これらの国々は一定の農政改革の進捗に合わせた現実的な形で削減していくべき

であると、こういう主張で共通しております。それに対してアメリカ、ケアンズは大幅に削減すべきであると言っております。それから、途上国は、先進国は大幅に削減して市場開放すべきである、途上国に対しては、それほど大幅な削減を求めないのに、保護すべきであるという主張をしております。こういった各国のさまざまな利害関係に基づく主張が現在展開されているところでございます。

2つ目の資料に、五カ国農相会議の結果概要を配らせていただきました。資料の上にございますように、25日から27日、奈良で行いまして、ここにございます5カ国の大臣がご議論をなさったわけでございます。議題は、下の方にございますように、農業と新技術の開発、それから2ページにありますような非貿易的関心事項、あるいは農政改革、それから次のページにありますようなWTO農業交渉、こういった意見交換が行われました。その最後のページにありますように、現地視察もしていただきまして、特に日本の農業の様子をごらんいただいたところでございます。

また、この五カ国農相会議自体で特に話題になったわけではございませんが、ちょうど同じ機会に、一番下にございます、アメリカが農業交渉の新しい提案を出してまいりました。25日に公表になっておりますが、この1枚紙の中でアンダーラインを引いた部分が、今回アメリカが出してきたものでございます。今まで3年間交渉をやっておりますので、アメリカの主張というのはかなり明らかになっておりまして、かねて主張していた枠組みと同じでございます。具体的に数字をはめて出してきたということでございます。

これに対しては、2枚目、3枚目にございますように、武部農林水産大臣のコメントということで、従来のWTOの農業交渉の協定や、あるいは各国の努力、こういったものをきちんと踏まえたものになっていない。あるいは、輸出について非常に甘い、バランスがとれていない。こういった批判をされております。会議自体ではほとんど話題にならなかったわけでございますが、それとは別に行われました2国間の会談で話題になっております。武部大臣から、「このアメリカの交渉提案は現実的なものと言えるかどうか疑問だ」という具合に申し上げたところ、アメリカのヴェネマン農務長官からは「これは大胆な提案だと。農業で成果を出していくためには大胆なスタート地点に立って、そこから交渉していかなければならない」という発言がありました。武部大臣から「大胆過ぎて各国がついていけないのではないか」という発言をしております。同様にEUも、フィシュラー委員がアメリカ交渉提案を批判する見解を発表しておられます。

また、これに続きます29、30日の、ジュネーブで中間協議という格好で交渉が行われた

ところでございますが、このジュネーブでも、当方の考え方やアメリカ提案に対する批判を日本から各国に対して公表している状況でございます。

以上でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

では、F T Aについてお願いいたします。

坂井国際調整課長 国際調整課長の坂井と申します。それでは、F T Aについて説明をさせていただきます。お手元の資料9の4ページを開けていただければと思います。

自由貿易協定という言葉自体は、最近新聞紙上にもよく載っておりますが、ここにありますように数が年々ふえているという状況でございます。この自由貿易協定は、排他的に関税の撤廃等を行う仕組みでございます。特定の相手国を選びまして2国間で特別の取り組みを行うというものでございます。ただいま関税の話をしていただきましたが、こういった面だけではなく、投資、サービス貿易、いろいろな事項を含む非常に幅広い包括的なものに変化していくということが最近の特徴でございます。また、先ほどW T O交渉の話がございましたが、自由貿易協定とW T O交渉の違いは、自由貿易協定における農林水産物、物品の自由化は関税の撤廃を意味いたします。これは10年以内という猶予期間はあるんですけれども、関税を削減することだけではなく、撤廃まで行わなければいけないということが自由貿易協定の大きな特徴でございます。もう一つは、特定の国の間だけに適用するルールをつくるという仕組みでございます。

今、関税の撤廃という話をいたしました。このW T Oでルールがあるわけでございますが、ここではすべてのものについて関税の撤廃を行うということではございません。実質上すべてという言葉が使っておりまして、なかなかはっきりしないんですが、100%行わなくてもいいというルールになってございます。その結果、今までたくさんの自由貿易協定があるわけですが、特に農林水産物について例外扱いをされている例が多くございます。

5ページを開いていただきまして、ここでE Uとメキシコの例をご説明をいたしますと、農産物については、全体の中でほぼ100%、97%の貿易が関税ゼロになっているんですが、農産物についてはこれが6割程度という状況になっておりますので、例外が存在しているという状況でございます。5ページの一番右下のメキシコ側の措置をごらんいただきますと、E Uとメキシコの協定が発効した2000年に即時関税を撤廃したものがこれだけございます。ただし、括弧の中に入っているねぎ等については、その後、3年後、8年後、10年後ということで段階的に関税の撤廃をいたしまして、残ったものは2003年以降にまた協議

をしましょうと。言いかえれば、これらのものについては関税の撤廃を行うことは決めなかったということでございます。ここをご覧いただきますと、メキシコが大変苦勞をして、この農林水産物の関税撤廃に取り組み、例外を設けているという状況がわかるわけです。このような工夫が必要となる大きな理由は、やはり関税の撤廃ということが、関税の削減に比べれば非常に大きな経済効果を持ち得るということで、国内との関係でこのような工夫をしているという状況でございます。

7ページを開けていただきますと、日本も今年になりまして初めてシンガポールとの間で自由貿易協定を結びました。これも非常に幅広い内容のものなのですが、農林水産品の関税については、ここに書いてありますように486品目をカバーをしております。ただし、これらはいずれも元々無税のものを入れておりますので、この仕組みで関税の撤廃は行っていない。それによって国内の影響を回避しておるということでございます。

今、486という数字を申し上げましたが、これは農林水産品全体の2割程度でございます。裏返せば8割は入っていない、8割は除外をしているということでございます。この除外されたものは農林水産品だけではなくて、鉱工業品、石油化学製品にも、農林水産品よりははるかに少ないですが、かなりの数の例外品目が設けられております。こういったことで、初めての自由貿易協定がシンガポールとの間で結ばれたという状況でございます。

8ページを見ていただきますと、このシンガポールとの協定が1つの大きなポイントになったわけでございますが、その後、メキシコ、韓国、A S E A N、これはA S E A N全体でございますが、それ以外にもタイ、フィリピン、いろいろな国との間で何らかの話し合いが持たれております。これを見ますと、我が国が自由貿易協定に向けて大きくかじを切っている。W T Oとともに自由貿易協定を積極的に取り組んでいくという姿勢がはっきりと出ているということだと思います。このうちメキシコについては、恐らく10月末の首脳会合で交渉の開始が決定されると思います。したがって、その交渉の開始というのがかなり明確になってきているという状況でございます。そのほかの国につきましては、例えば韓国について産学官の共同研究会を行う、こういったことがなされております。またA S E A N、タイ、こういった国につきましては、今のところ政府レベルで話し合いが行われているところということで、その次の段取りを今検討しているという状況でございます。

次に、簡潔に、自由貿易協定と農林水産業、農林水産分野に関する論点をご説明させていただきます。

最初に申し上げましたように、関税の撤廃を行うスキームということで、農林水産分野にとって自由貿易協定というものは大変難しい課題でございます。こういった課題に取り組むに当たって、これは当たり前のお話でございますけれども、やはり国にとっての利害、得失を十分に検証するということが不可欠であるというふうに考えております。自由貿易協定の数が非常にふえているということで、ある意味では世界的に流行しておりますが、やはり実際に相手国との間での利害、得失を十分に検討した上で、そもそも交渉するかどうか、協定を結ぶかどうかを十分に検討すべきである。決して自由貿易協定の数を増やすことだけを目的化してはならないということでございます。

2番目に、10ページをめくっていただきまして、自由貿易協定、これは関税の撤廃を行うものですので、そのことが、我が国の食料安全保障や農林水産業が現在行っている構造改革の努力に悪影響を与えてはならない。その点に十分注意しなければいけないということでございます。ご案内のように、我が国は世界最大の農林水産物の輸入国でありますし、11ページ以降に書いてありますように自給率が4割まで低下している。国民の多くが食料安全保障について強く懸念している状況でございます。こういった状況を十分に踏まえて対応することが必要であろうということでございます。

最後に15ページを見ていただきますと、このような中で今後交渉に臨んでいく、このような、先ほど申し上げました食料安全保障、我が国の農業、農林水産業の構造調整の努力、こういったこととの関係を十分に注意していく。また実際交渉を行う場合には、相手国に対してこのようなポジションをよく説明をしていくということが必要になってくるということでございます。

農林水産物について実際に交渉が行われる場合に、これを交渉の対象から予め除外するということは考えておりません。農林水産物についても交渉を行っていくということになっていくわけでございます。この場合に、シンガポールとの協定のご説明をさせていただきましたが、シンガポールは農産物をほとんど生産しておりませんので、先ほど説明したような枠組み、要は関税を新たに撤廃しない枠組みで合意に達しましたが、今後、農業国との交渉を行っていく場合に、例えばメキシコとの交渉を行っていく場合、メキシコは我が国に対して豚肉や野菜等を相当量輸出しております。これらはいずれも関税がありますので、そういったものの関税の撤廃を求めてくるということが確実に予想されているわけですが、そういった要望に対して厳しい交渉を行っていくかなければならないというふうに考えております。

現実的に考えますと、シンガポールとの形、そういった決着は、ある意味では世界の自由貿易協定の中でも極めてユニークな決着でございますので、そういった形をこれから維持するというのは、率直に申し上げるとなかなか難しいということだと思います。いずれにしても、十分に国内の農林水産業への影響、また協定によって得られる利益を十分に検討した上で、総合的な国益を判断していくということが必要となってくると思いますし、新聞紙上では、自由貿易協定を日本は結ぶべきなんだけれども農業が障害になっている、したがって日本経済の発展が閉ざされているという議論がよくございますが、そういったような形で議論をして、国内で対立を生み出すことは決して得策ではないと思います。もちろん考えるべき国益の中に、農林水産業の健全な発展というのが当然入っているわけですので、いかにして折り合いをつけていくか、いかにして日本の損失を減らしていくか、そういった形で、やはり国内で議論をしていくべきですし、この(2)にも書いてありますように、農業を犠牲にしないと自由貿易協定ができないと、こういった形で国内で対立を生み出すようでは、交渉ポジションも極めて弱くなってしまおうということを懸念している状況でございます。

非常に簡単ではございますが、以上が自由貿易協定をめぐる最近の情勢でございます。

田島分科会会長 ありがとうございます。

予定時間をちょっと超過をいたしておりますけれども、この時点で何かご意見等ございましょうか。

もしございませんようでしたら、事務局から、今後のこの総合食料分科会のスケジュール等を……

西藤総合食料局長 ちょっと一言。飛田委員から、先ほど「食育」なり、あるいは表示問題等でご意見を賜りました。私どもも、関係者、特に消費者との連携、共通の認識醸成ということが、今後の農林水産行政、食品行政の推進の中で特に重要だと思っています。そういう点もあり、大臣からのご指示もあって、7月に消費者政策官ということで、きょう出席をいたしておりますけれども、前の食料政策課長の岡島政策官が発令されております。現在、まさに飛田委員からご指摘があったような趣旨を踏まえて対応に取り組んでいる状況でございます。一言だけ、本人から決意表明を……。

田島分科会会長 では、どうぞ。

岡島消費者政策官 まさに飛田委員がおっしゃられたように、川上から川下に至るまで、食卓から農場までを通じて、安全で安心なものを提供していくというのが大事なことだと

考えております。その辺を進めるためにどうしたらいいかということで、もっと消費者の意見を聞き、それを施策に反映していくことが大事ではないかと考えているわけでございます。そういう意味では、情報公開、農林水産省も進めてはいるんですが、単に提供するだけではわかりにくいと思いますので、もっとわかりやすく、施策とかいろいろな情報をお伝えするという、それから、ご意見をきちんと承るという情報の受信と発信。それをまた政策に反映していくということを一生涯懸命やっていきたいと思っております。農林水産省全体としてそういうふうに進めていこうと思っております。ただ、個別の表示の問題とか、個別のそれぞれの施策になりますと、具体的にどういうふうにしていくのかということは、またそれぞれご意見を賜りながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

田島分科会会長 どうぞよろしく願いいたします。では、事務局から、今後のスケジュールをよろしく願いいたします。

臼杵食料政策課長 今後の予定でございますが、現在のところ、具体的な日程はございません。今日、時間が不足してしまいまして申しわけございませんでしたが、今後も我が局関係の施策の推進状況に合わせまして、このようなご意見を聞く機会を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田島分科会会長 ありがとうございます。では、本日の第7回の総合食料分科会をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会